

救急フレンドシップ認定制度実施要綱

宇城広域連合消防本部

(目的)

第1条 この要綱は、重篤な傷病者が発生した際、適切な応急手当を行うことができる体制を維持継続する事業所等を、救急フレンドシップ事業所と認定し、重篤な傷病者が発生した際の救命率の向上を図るとともに、もって地域における安全で安心なまちづくりの推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等とは、宇城広域連合消防本部管内に所在する事業所またはその他の団体をいう。
- (2) 救命講習等とは、宇城広域連合消防本部が実施する救急法講習会、普通救命講習Ⅰ、普通救命講習Ⅱ、上級救命講習、応急手当普及員講習をいう。
- (3) 従業員等とは、事業所等に勤務する者をいう。

(認定要件)

第3条 救急フレンドシップは、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 宇城広域連合消防本部が行う救命講習を、年度内2回以上実施し、かつ全従業員等の半数以上に受講させることのできる事業所等。
- (2) 消防関係法令に適合していること。

(認定申請)

第4条 救急フレンドシップの認定を受けようとする事業所等（以下「申請者」という。）は、救急フレンドシップ認定申請書（様式第1号）に受講者名簿を添えて、消防長に提出しなければならない。

(認定)

第5条 消防長は、前条の申請があったときは、速やかに内容を審査し、認定の可否を決定するものとする。

(認定証の交付)

第6条 消防長は、前条の認定を行ったときは、救急フレンドシップ認定証（様式第2号。以下「認定証」という。）を申請者に交付するものとする。

(認定証の表示)

第7条 救急フレンドシップの認定を受けた事業所等（以下「認定事業所等」という。）は、見やすいところに認定証を掲げなければならない。

(認定の有効期間等)

第8条 救急フレンドシップ認定の有効期間は、認定の日から1年間とする。

- 2 認定事業者等は、前項の有効期間の満了の日前において、その認定を更新することができる。
- 3 第4条、第5条及び1項の規定は、前項の規定による認定の更新をする場合について準用する。
- 4 第1項の有効期間が満了し、その認定の効力が失効する場合は速やかに認定証を破棄しなければならない。

(認定の取消し)

第9条 消防長は、認定事業所等が次の各号のいずれかに該当するときは救急フレンドシップの認定を取り消すものとする。

- (1) 第3条に規定する認定要件を満たさなくなったとき。
 - (2) 偽りその他不正な手段により救急フレンドシップの認定を受けたとき。
 - (3) その他消防長が必要と認めるとき。
- 2 前項の規定により認定を取り消された認定事業所等は、速やかに認定証を破棄しなければならない。

(認定事業所等の責務)

第10条 認定事業所等は、事業所内で発生した救急事案において、常に適切な応急手当が実施されるよう、全従業員等に対し継続的に救命講習等を受講させるよう努めるものとする。

(公表)

第11条 消防長は、認定事業所等の名称その他の必要な事項について、消防本部ホームページ等により公表するものとする。

(整理簿の備付け)

第12条 消防長は、救急フレンドシップ認定整理簿(様式第3号)を備え付け、認定事業所等の名称、所在地、従業員等の数、救命講習等修了者の数、有効期間等を記録するものとする。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日		
宇城広域連合 消防長 様		
申請者 住 所 氏 名 ㊟		
救急フレンドシップの登録(更新)を受けたいので、次のとおり申請します。		
事業所名		
所在地		
代表者職・氏名		
連絡先		
従業員等の数		
受講日	講習内容及び時間	受講人数
備考		



第 号

認 定 証

様

貴事業所は救命処置の必要性を理解され知識の維持向上のため毎年複数回の救命講習を受講されておりますので救急フレンドシップ事業所として認定します

年 月 日

宇城広域連合消防本部

消防長

